



エネルギー消費量等報告制度について

京都市環境政策局地球温暖化対策室



「エネルギー消費量等報告制度」の運用を開始するに至った背景と、地球温暖化の影響と、京都市の地球温暖化対策について説明します。



地球温暖化の影響

世界の平均気温は
既に **1°C** 上がっています。

超強力なハリケーン



森林火災



豪雨・河川の増水



(H30/7月鴨川)

温室効果ガスの排出抑制



地球温暖化を防止



1

世界の平均気温は、産業革命前と比較して、既に1°C上がっています。

「1°Cや2°C上がったくらいで、大騒ぎしすぎでは？」と思われるかもしれませんが世界各地で、強い台風や熱波などの極端な気象現象による災害が毎年のように発生するなど、地球温暖化が原因と考えられる被害はすでに起きつつあります。

こうした被害を低減するためには、将来にわたって、温室効果ガスの排出量を可能な限り抑制し、地球温暖化を防止することが必要です。



これに対する市の対策についてです。

京都市は、京都議定書の誕生をきっかけとして、「京都市地球温暖化対策条例」を制定しています。

また、温対法に基づく「京都市地球温暖化対策計画」を策定しており、これらに基づき対策に取り組んでいます。

条例では、地球温暖化対策の目的や、温室効果ガスの削減目標、市民・事業者の皆様に取り組んでいただきたいことなどを定めています。

なお、地球温暖化対策を身近に感じていただけるよう、条例の愛称を「2050京（きょう）からCO2ゼロ条例」としました。

計画では、削減目標を確実に達成するための行動計画として、具体的な取組を明示しています。

事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

京都市の温室効果ガス排出量の75%は事業者の皆様からの排出
「2050年ゼロ」に向けては事業者の皆様が取組みが非常に重要

京都市地球温暖化対策計画での必要な取組水準

省エネの加速
エネルギー消費量 18%以上削減
(2018年度比)

◎大規模事業者だけでなく、
中規模事業者の取組が重要

↓

中規模事業者にエネルギー消費量等
を報告いただく制度を創設

↓

「エネルギー消費量等報告制度」

+

再エネの飛躍的な拡大
消費電力に占める再エネ比率
35%以上に拡大（現状15%）

◎再エネ比率の高い電気の利用促進

↓

◎グループ購入、「0円ソーラー」
などの導入を促す仕組みや、
建築物への再エネ導入義務の強化

↓

市内再エネの最大活用

3

条例や計画に載せている内容のうち、特に事業者の皆様に取り組んでいただきたいことについてです。

京都市の温室効果ガス排出量の約75%は事業者の皆様から排出されていますので、事業者の皆様が取組が大変重要になります。

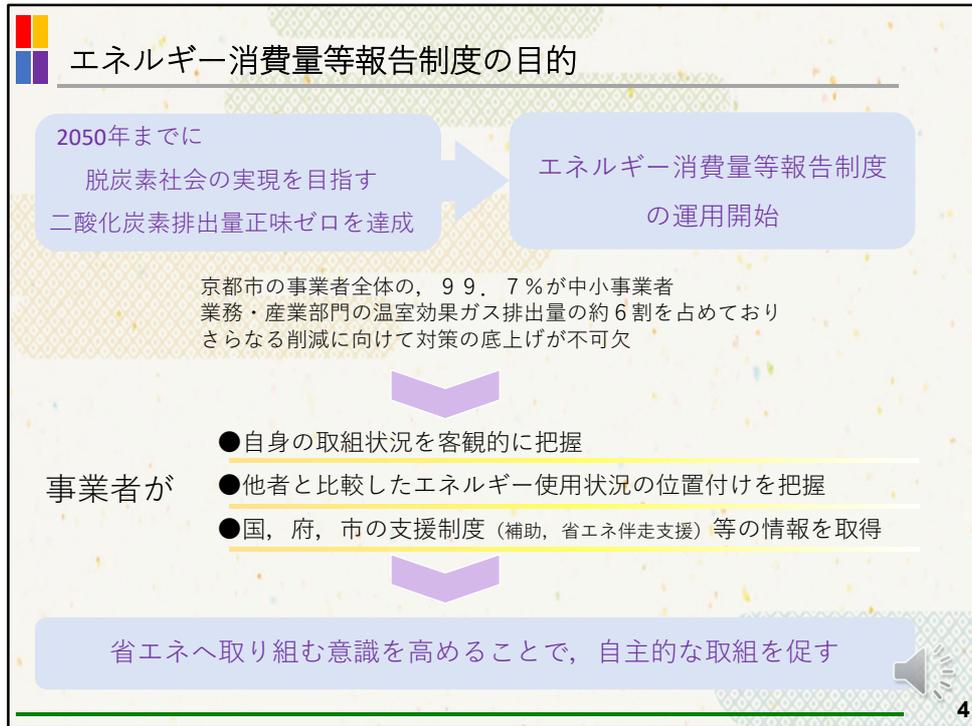
2050年に二酸化炭素排出量正味ゼロとし、脱炭素社会の実現のためには、「省エネの加速」と「再エネの拡大」が必須となります。

まず、省エネ対策としましては、これまで、大規模事業者の皆様には、条例の制度などを通してご協力いただいておりますが、これからは大規模事業者だけでなく、中規模事業者の皆様にも省エネの取組を進めていただくため、「エネルギー消費量等報告制度」を創設しました。

中規模事業者の皆様には、事業活動に伴うエネルギー消費量等の報告をお願いします。

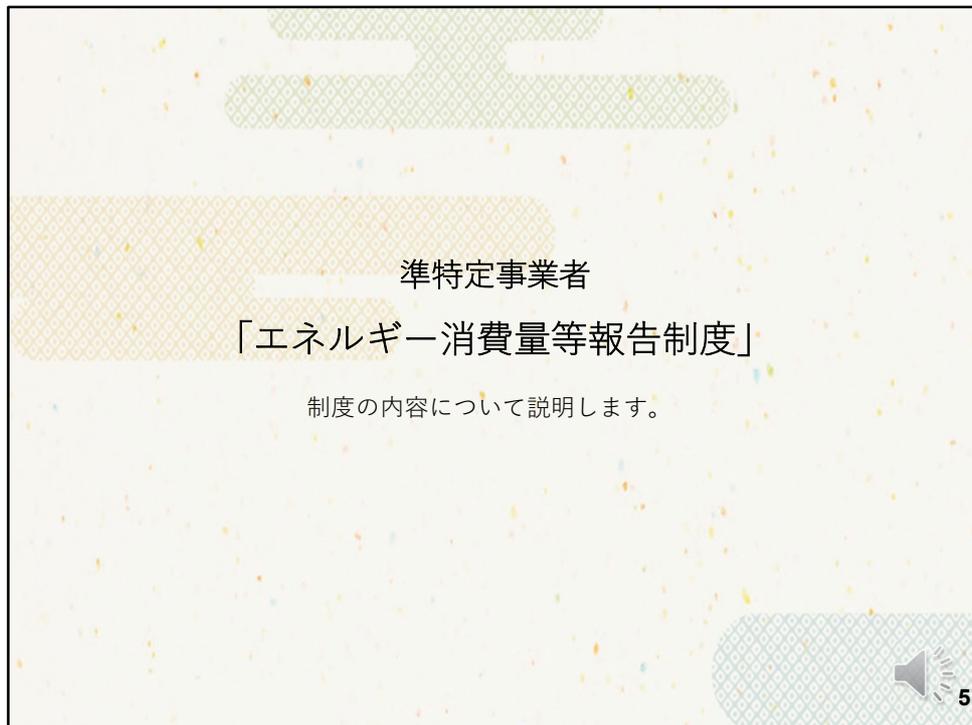
続いて、再エネ対策としましては、再エネ比率の高い電力の利用を促進することに加え、再エネのグループ購入や、「0円ソーラー」などの、再エネ設備を導入しやすい仕組みを強化します。

さらには、再エネ設備の導入義務の強化や新設を行い、市内再エネの最大活用を図っていただきたいと考えています。



先ほど、省エネ対策として登場した「エネルギー消費量等報告制度」の目的についてですが、事業者の皆様には、本制度を通じて、自身の取組状況や、他者と比較した取組状況を客観的に把握していただき、補助金や省エネ支援など、支援制度の情報取得をしていただけます。

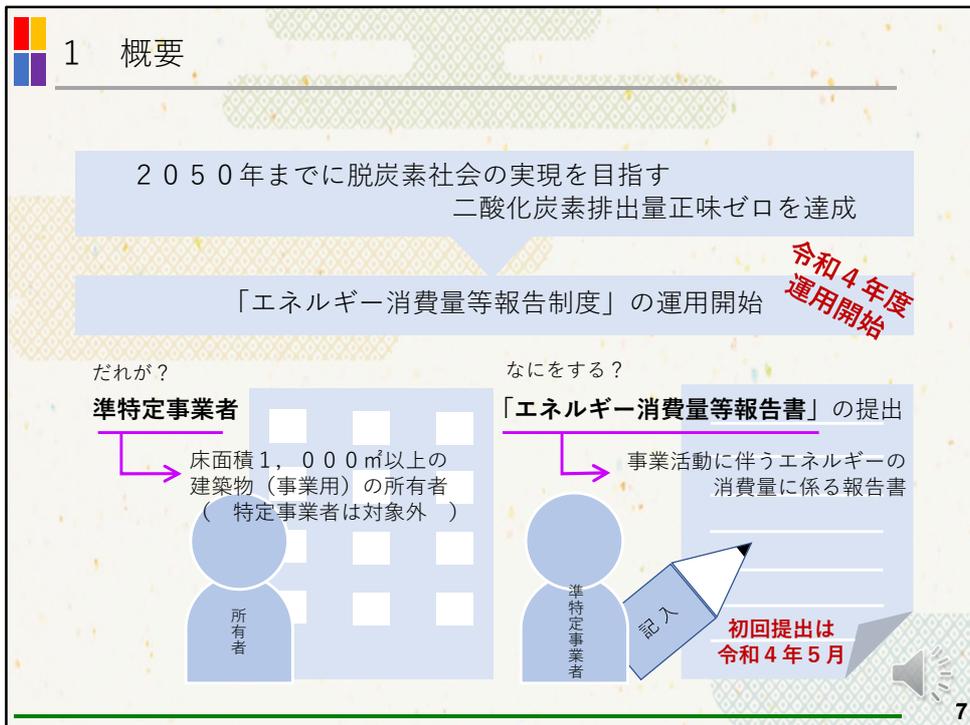
これらのことから、事業者の皆様の、省エネへ取り組む意識を高め、自主的な省エネの取組を促すことが、本制度の目的となります。



つづきまして、制度の内容と、報告書の記入方法などについて説明します。
「エネルギー消費量等報告書作成の手引」に沿ってお話ししていきます。



最初に，本制度の概要です。



先ほどと繰り返しになりますが、京都市では、2050年までに「二酸化炭素正味ゼロ」が達成される脱炭素社会の実現を目指し、令和2年12月に、京都市地球温暖化対策条例が改正しました。

これに伴い、令和4年度から一定規模以上の床面積を持つ建築物を所有等されている方を対象とした、「エネルギー消費量等報告制度」の運用を開始します。

本制度の対象となる皆様には、エネルギー消費量等報告書を作成し、京都市に提出していただくことになります。

なお、初回の提出期限は令和4年の5月末になります。

1 概要 (1) 制度対象の要件

<対象となる建築物について>

- 事業の用に供する建築物で、その用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物が対象です。
- 対象規模の建築物を所有等されている方が本制度の対象者です。
- この対象者を「**準特定事業者**」と定義します。

※ 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は対象外です。

8

制度対象についてです。

事業用に使用している建築物で、事業に使用している床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物を所有等されている方が本制度の対象となります。

本制度では、この対象者を「準特定事業者」と定義しています。

皆様になじみのある制度ですと「京都市 廃棄物の減量及び 適正処理等に関する条例」に基づきご報告をいただいている、

「事業用大規模建築物減量計画書」と同じようなイメージとなります。

ただし京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は、本制度の対象外となります。

1 概要 (2) 義務の内容について

<報告書について>

- 毎年度、前年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について報告書を作成し、5月31日までに京都市に提出してください。
- 本制度では、この報告書のことを「エネルギー消費量等報告書」と定義しています。
- 「エネルギー消費量等報告書」には、次の事項を記入しなければなりません。
 1. 準特定事業者の氏名・住所
(法人の場合、名称・代表者名・主な事務所の所在地)
 2. 事業活動に伴うエネルギー消費量の実績
 3. 事業活動に伴うエネルギー消費量を削減するために実施した措置の内容
 4. 上記のほか、市長が必要と認める事項



9

次に、報告書についてです。

準特定事業者は、毎年度、前年度の事業活動に伴うエネルギーの消費量について報告書を作成し、5月31日までに京都市に提出してください。

本制度では、この報告書のことを「エネルギー消費量等報告書」と定義しています。

この報告書には、次の事項を記入しなければなりません。

1. 準特定事業者の氏名と住所。法人の場合は名称、代表者名、主な事業所の所在地。
2. 事業活動に伴うエネルギー消費量の実績。
3. 事業活動に伴うエネルギー消費量を削減するために実施した措置の内容。
4. これらのほか、市長が必要と認める事項。

詳細については、後のスライドで説明します。

1 概要 (2) 義務の内容について

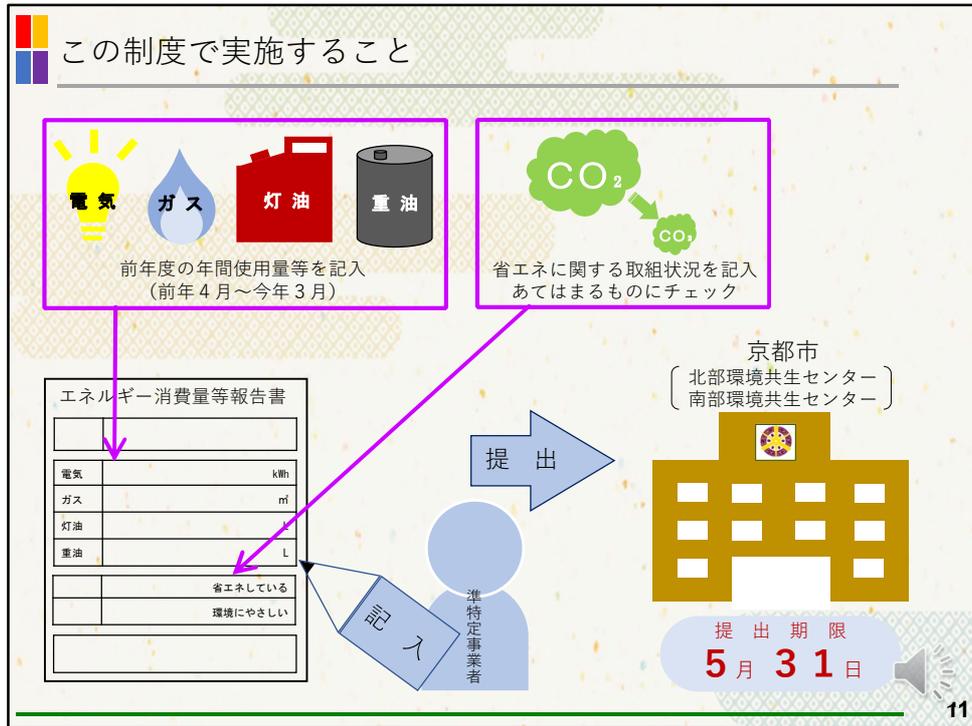
<報告者について>

- 報告書は、建築物の**所有者**が作成し、提出してください。
- 下記のいずれかに当てはまる者を所有者とみなすことができます。
 - (ア) 当該建築物の管理組合の代表者
 - (イ) 管理組合が構成されていない場合は、対象建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
 - (ウ) 対象建築物の全部を賃借等の理由により、事実上占有している者
 - (エ) 対象建築物の所有者から、その建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者



10

本制度の報告者について説明します。
報告書は、対象建築物の所有者の方または、以下の アからエ のいずれかに
あてはまる方が作成し、提出してください。



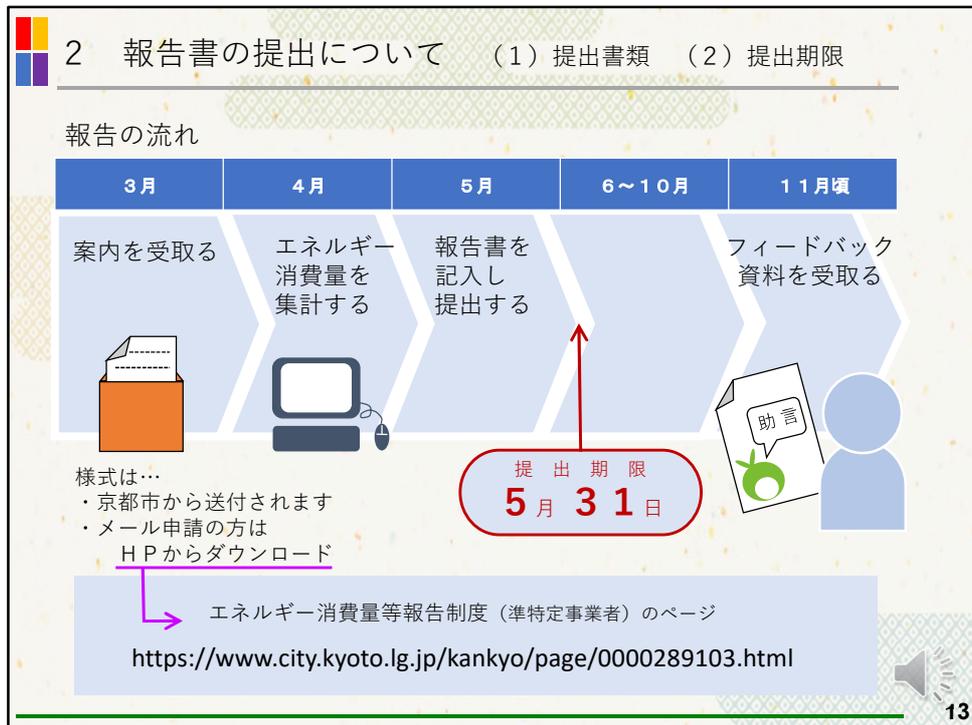
この制度で皆様に実施していただくことをまとめます。
 準特定事業者は、「エネルギー消費量等報告書」を、毎年、京都市に提出していただきます。
 報告書に記入するエネルギーの種類は、電気、ガス、灯油、重油です。
 記入するエネルギー消費量は、前年4月から、当該年3月までの、1年度分としてください。
 省エネに関する取組状況も、記入していただきます。
 提出期限は、毎年度5月31日です。
 詳しい記入方法については、後ほど説明いたします。

2 報告書の提出



12

次に，報告書の提出について説明します。



毎年度3月に、京都市から「報告書提出のご案内」が送付されます。報告書は、指定の様式に記入のうえ、京都市に提出してください。提出部数は、1部です。提出期限は、毎年度5月31日です。皆様から提出いただいた報告書は京都市にて取りまとめ、11月頃にフィードバック資料としてお送りします。報告書の様式についてですが、指定の様式は、京都市から送付されます。メール申請の方は、こちらのホームページから様式をダウンロードしてください。

2 報告書の提出について (3) 提出方法

郵送	FAX	持参	電子メール
			
北・上京・左京・中京・右京区 <北部環境共生センター> 〒602-8061 京都市上京区中立売通油小路東入 甲斐守町100 TEL 075-451-0211 FAX 075-451-0660 Mail hokubukkc@city.kyoto.lg.jp		東山・山科・下京・南・西京・伏見区 <南部環境共生センター> 〒601-8444 京都市南区西九条森本町62-1 TEL 075-671-0511 FAX 075-671-0322 Mail nambukkc@city.kyoto.lg.jp	
郵送・FAXによる提出の場合 宛先「エネルギー消費量等報告制度 宛」			
電子メールによる提出の場合 メール件名「〇〇区 エネルギー消費量等報告制度（事業者名）」			

14

報告書は、郵送、FAX、持参、電子メールいずれかの方法で提出してください。

提出先は

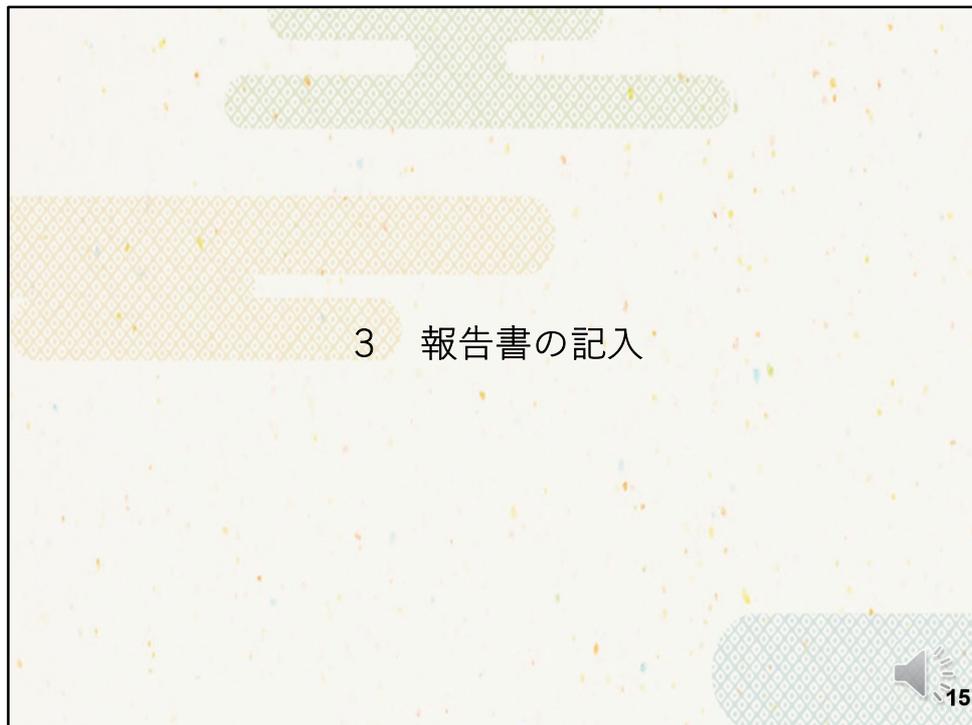
北区・上京区・左京区・中京区・右京区の方は、北部環境共生センターへ、
東山区・山科区・下京区・南区・西京区・伏見区の方は、南部環境共生センターへの提出となります。

郵送、FAXによる提出の場合は、宛先を「エネルギー消費量等報告制度 宛」としてください。

電子メールによる提出の場合、メールの件名を「〇〇区 エネルギー消費量等報告制度（事業者名）」とし、エクセルまたは、PDF形式にて作成した報告書を添付して、該当する環境共生センターのメールアドレス宛に送信してください。

これも、「廃棄物減量計画書」と同じ方法としています。

可能な限り、「減量計画書」と「エネルギー報告書」はまとめた提出をお願いします。



次に，報告書の記入について詳しく説明します。

3 報告書の記入 記載例①～④

要綱第8号様式 エネルギー消費量等報告書 識別コード 〇〇〇〇〇〇

〒 604-0000 京都市中京区〇〇町1234番地 (株) 京都〇〇商店 代表取締役 京都 花子

京都府居住環境局(京都市)から送付された案内に記載のとおり転記します。

築年の年度	令和〇〇年度
事業所の名称	〇〇ショッピングセンター
事業所の所在地	京都市中京区〇〇町1234番地
事業所の延床面積	1,500 m ²
建築物の利用用途	4 物品販売業を営む店舗等

使用量 [※]	1,000.000	リットル
暖房・給湯用エネルギー消費量	7.2	W
ガス使用量 [※]	30,000	立方メートル
灯油使用量 [※]	0	リットル
重油使用量 [※]	0	リットル

※ 前年度(前年4月～今年3月)の年間使用量を記載してください。
省エネに関する取組状況(認定省エネ建築物に「省エネ」又は「準」を記入)

省エネ・省エネルギーに関する取組

省エネ診断を実施したことがある。

省エネの主要な取組は、しじむである。

空調の設置運歴は、省エネを重視して管理している。

空調・換気設備、給湯機の定期的な清掃・点検を行っている。

省エネの第一歩として、〇〇省エネ診断センターにて診断結果を受けている。

電力会社は、節電プログラムに参加し、省エネ施策を推進している。

EMS(エネルギーマネジメントシステム)を導入している。

環境に対する取組

風通しの確保、自然採光は、省エネ・環境にも有効である。

環境を考慮した、風通し・省エネを重視して設計している。

冷暖房等はノンフロン製品を使用している。

アロン対策

省エネ診断結果に基づき、省エネ対策を実施している。

その他、省エネに関する取組事項等

今年度中に、省エネ診断を受診する予定です。

連絡先

報告者名(法人にあっては、名称及び代表者) 提出者と同一

報告者住所(法人にあっては、直轄事業所の所在地) 提出者と同一

報告者番号、氏名、連絡先

総務課 京都 太郎

電話番号 075-1234-5678

E-mail 123abc@defgh.co.jp

① 京都市より送付された案内に記載されている「識別コード」を転記
※わからない場合は空欄

② 提出日を記入

③ 建築物所有者の情報を記入

④ 対象建築物の仕様を記入

- ① 「識別コード」の欄には、京都市より送付された案内に記載されている、「識別コード」を転記してください。分からない場合は、空欄のままで結構です。
- ② 報告書の提出日を記入してください。
- ③ この報告書を記入する方ではなく、対象建築物の所有者の、住所と氏名を記入してください。
- ④ 対象建築物の、名称や所在地、延床面積を記入してください。

3 報告書の記入 記載例⑤

要綱第 8 号様式 エネルギー消費量等報告書 識別コード 000000 令和 5 年 00 月

報告書の提出（法人にあっては、法人の事務所の所在地） 〒 604-0000
 京都府京都市中京区〇〇町 1 2 3 4 番地 (株) 京都〇〇商店 代表取締役 京都 花子

京都府地球環境部環境政策課第 4 号第 1 項の規定により提出します。

実績の年度	令和〇〇年度
事業所の名称	〇〇ショッピングセンター
事業所の所在地	京都市中京区〇〇町 1 2 3 4 番地
事業所の延床面積	1,500 m ²
建物の利用用途	4 物品販売業を営む店舗等
電力量*	1,000,000 kWh
天然ガス消費量*	7.2 kW
ガス使用量*	30,000 m ³
灯油使用量*	0 L
重油使用量*	0 L

※ 前年度（前年 4 月～今年 3 月）の年間使用量を記載してください。
 * 同一建物に異なる用途がある（異なる用途項目に「1」又は「8」を記入）

⑤ 建築物の利用用途を下表から選択

※ 「企業の業種」ではなく「建築物の利用用途」

（例）飲食チェーン店「飲食店等」の本社（オフィス）

1. 事務所等

（例）スーパー「物販」の配送センター（倉庫）

8. 工場等

※ 該当する用途が無い場合

エネルギー消費量が近いと思われる用途を選定

※ ひとつの建物で複数の用途がある場合

エネルギー使用量が最も多いと思われる用途を選定

建物用途分類	用途分類例
1 事務所等	事務所、オフィス、メーカー等の本社（事務機能のみを有するもの）
2 ホテル等	ホテル、旅館等及びそれらに付随する施設（レストラン、結婚式場等）含む
3 病院等	病院、医療機関、福祉施設、老人ホーム等
4 物品販売業を営む店舗等	スーパー、ドラッグストア、ショッピングモール、自動車ディーラー
5 学校等	小・中・高・大学校、専門学校、自動車学校、各種学校、学習塾等
6 飲食店等	レストラン、喫茶店、バー等
7 集会所等	運動施設（ジム、ボウリング等）、浴場、劇場、映画館、美術館、寺社、パチンコ屋
8 工場等	工場、倉庫

17

⑤ 対象建築物の利用用途を記入してください。利用用途は「建物用途分類」の表から選択してください。

ここで注意していただきたいのは、「企業の業種」ではなく、「建築物の利用用途」を記入するという点です。

例えば、飲食チェーン店の本社の場合、飲食チェーン店の業種は「飲食店等」なのですが、本社オフィスは事務所なので、1の「事務所等」を選定してください。

同様に、スーパーマーケットの配送センターの場合は、「物販」ではなく「倉庫」なので、8の「工場等」を選定してください。

該当する用途が無い場合は、エネルギー消費量が近いと思われる用途を選定してください。

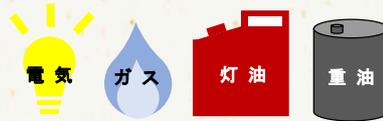
ひとつの建物で複数の用途がある場合は、エネルギー使用量が最も多いと思われる用途を選定してください。

3 報告書の記入 記載例⑥

要綱第8号様式 エネルギー消費量等報告書		識別コード	000000
届出先(届出先) 産業用	届出先(届出先) 604-0000	届出先(届出先) 京都	届出先(届出先) 0000
報告書の届出先(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	報告書の届出先(法人にあっては、名称及び代表者)	(株) 京都〇〇商店 代表取締役 京都 花子	
京都府京都市中京区〇〇町1234番地			
京都府環境部環境政策課第45条第1項の規定により提出します			
実績の年度	令和〇〇年度		
事業所の名称	〇〇ショッピングセンター		
事業所の所在地	京都市中京区〇〇町1234番地		
事業所の延床面積	1,500 ㎡		
建物の利用用途	△ 物品販売業を営む店舗等		
消費量	1,000.000	kg	kg
電気	7.2	kg	kg
ガス	30.000	kg	kg
灯油	0	L	L
重油	0	L	L
※ 前年度(前年4月1日～今年3月31日)の年間使用量を記載してください。			
省エネに関する取組状況(調査対象の取組項目は「省エネ」又は「省エネ」)			
省エネ・再エネに関する取組	<input checked="" type="checkbox"/> 建物の主要な部材は、L E Dである。 <input type="checkbox"/> 空調の設定温度は、省エネを意識して管理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 空調・換気設備、給湯機は定期的に清掃・点検を行っている。 <input type="checkbox"/> 工事の計画・調整、及び工事現場等に際して節電を徹底している。 <input type="checkbox"/> 電力会社は、価格だけでなく、省エネ施策も考慮して選んでいる。 <input type="checkbox"/> EMS(需給マネジメントシステム)を導入している。		
環境に対する取組	<input checked="" type="checkbox"/> 製品の購入時は、価格だけでなく、省エネ・環境性能も考慮している。 <input type="checkbox"/> 環境を考慮した、製品・サービスを顧客に提供している。		
フロン対策	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫等はノンフロン製品を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務用エアコンには法律で定められた義務がある事を知っている。		
その他、省エネに関する取組事項等	今年度中に、省エネ診断を受診する予定です。		
報告者名(法人にあっては、名称及び代表者)	提出者と同一		
報告者住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	提出者と同一		
連絡先	提出者と同一		
報告者部署、氏名、連絡先	総務課 京都 太郎		
電話番号	075	1234	- 5678
E-mail	123abc	@	def@co.jp

⑥ 事業活動で使用したエネルギー量を記入

前年度分実績
(前年4月1日～今年3月31日)



- ⑥ 前年度に事業活動で使用したエネルギー量を記入してください。
 電気やガスの利用明細書に使用量が記載されていますので、そちらを参考に記入してください。
 利用明細書の確認方法については、後ほど説明します。

3 報告書の記入 記載例⑦～⑧

要綱第8号様式		エネルギー消費量等報告書		識別コード	000000
提出者(個人にあっては、主たる事業所の所在地)	京都府京都市中京区〇〇町1234番地	報告者の氏名(個人にあっては、主たる担当者)	(株)京都〇〇商店 代表取締役 京都 花子		
京都府地球温暖化対策推進課(〒604-0000)		京都府地球温暖化対策推進課(〒604-0000)			
事業所の年度	令和〇〇年度				
事業所の名称	〇〇ショッピングセンター				
事業所の所在地	京都市中京区〇〇町1234番地				
事業所の延床面積	1,500 m ²				
建物の利用用途	4 物品販売業を営む店舗等				
電灯	1,000,000 kWh	ガス	72 kWh	石油	0 kWh
ガス	30,000 m ³	石油	0 kWh	重油	0 kWh
省エネ・再エネに関する取組	<input type="checkbox"/> 省エネ診断を実施したことがある。 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ診断を実施し、改善策を講じたことがある。 <input type="checkbox"/> 省エネ診断を実施し、改善策を講じている。 <input type="checkbox"/> 省エネ診断を実施し、改善策を講じているが、改善策が完了していない。 <input type="checkbox"/> 省エネ診断を実施し、改善策を講じているが、改善策が完了していない。				
環境に対する取組	<input type="checkbox"/> 省エネ診断の結果、改善策を講じている。 <input type="checkbox"/> 省エネ診断の結果、改善策を講じているが、改善策が完了していない。				
その他、省エネに関する取組事項等	今年度中に、省エネ診断を実施する予定です。				
連絡先	提出者(個人にあっては、各社及び代表取締役) 提出者と同一 報告者(個人にあっては、主たる事業所の所在地) 提出者と同一 京都府地球温暖化対策推進課 提出者と同一 総務課 京都 太郎 電話番号 075-1234-5678 〒12345678 京都府京都市中京区〇〇町1234番地				

⑦ 該当する項目にチェック

⑧ 報告書担当者の情報を記入

※記載内容について、質問等があった場合、こちらの連絡先に問合せさせていただきます。
 ※京都市からの各種ご案内についても、記載の連絡先に御案内等を送付させていただきます。

※年度の途中で連絡先の内容に変更があった場合下記問合せ先までご連絡をお願いします。

京都府環境政策局 地球温暖化対策室 準特定事業者担当

電話 075-222-4555

メールアドレス jtco2@city.kyoto.lg.jp

19

⑦ 省エネに関する取組状況を記入してください。あてはまる項目にチェックを入れてください。

⑧ 報告書作成の、担当者様の情報を、記入してください。報告書の記載内容について質問等があった場合は、こちらの連絡先に問合せさせていただきます。

今後、京都市からの各種ご案内についても、こちらの連絡先に送付させていただきます。

連絡先の内容について、年度の途中で変更があった場合は、「地球温暖化対策室」までお知らせください。

4 使用量のお知らせ（請求明細）の確認方法



報告書に記載する，電気やガスの使用量の確認方法について，説明します。

4 利用明細書の確認方法

ガス利用明細書（イメージ図）

〇〇ガス ご使用量のお知らせ
ご使用番号 12-23-345-56-6789

〇〇〇〇様
2021年 ○月分
ご使用期間（日数）
△月△日～○月○日（**日間）

請求予定金額
〇, 〇〇〇円

ご使用量
〇〇m³

口座振替予定日 ○月○日

電気
kWh
キロワットアワー

ガス
m³
立法メートル

〇〇ガス 口座振替済領収書
〇〇〇〇様
ご使用番号 12-23-345-56-6789

金額 〇, 〇〇〇円

〇〇ガス株式会社
お客様センター
0120-34-5678

灯油
L
リットル

重油
L
リットル

注意! 前月分の使用量が記載されています。

使用量1年分を集計

4月分 〇〇m³

5月分 〇〇m³

3月分 〇〇m³

合計 〇〇〇m³
報告書に記入

令和4年度の報告書には
令和3年4月～令和4年3月
の**実績**を記入

過去の使用量がわからない場合は、
お客様センター等へ
お問合せください。

21

こちらは利用明細書の一例です。

前年4月から当該年3月までの、12か月分の使用量の合計値を報告書に記入してください。

ここで注意していただきたいのは、利用明細書には、前月分の使用量が記載されているということです。

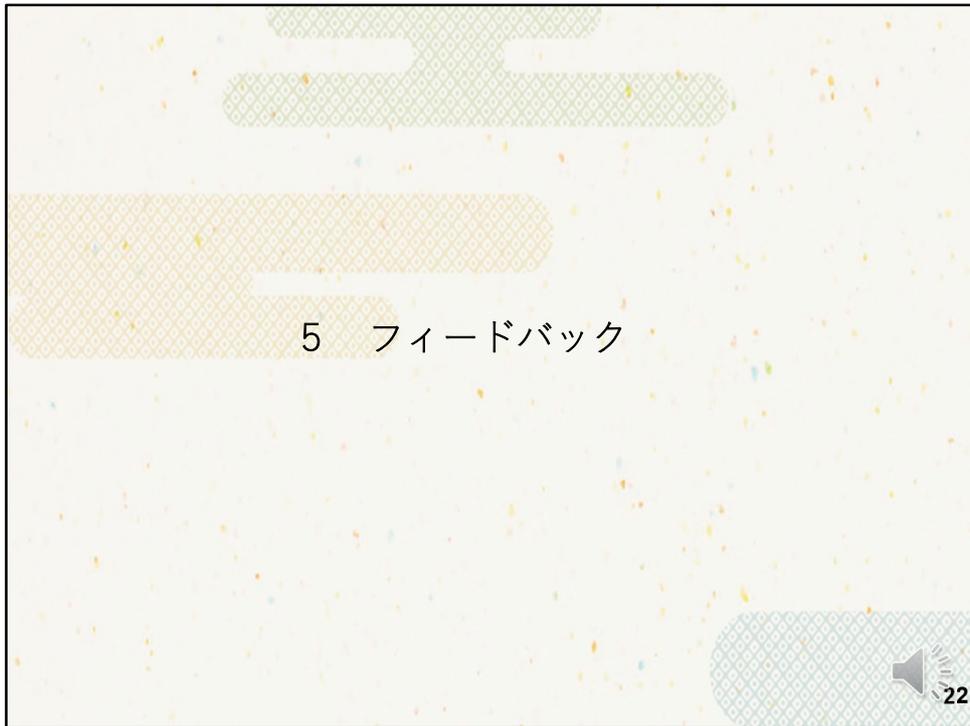
例えば、3月の使用量が、4月の請求分として記載されています。

令和4年度の報告書には、令和3年4月使用分から、令和4年3月使用分を合計して記入してください。

もうひとつ、注意していただきたいことがあります。それは、「円」で表記されている「利用料金」ではなく「立法メートル」などの単位で表記されている「使用量」を記入していただくということです。

「使用量」は、電気ではkWh（キロワットアワー）ガスではm³（立法メートル）灯油と重油はL（リットル）の単位で表記されている数値です。

12か月分の使用明細書が手元にないなど、使用量を把握できていない場合は、過去の使用量を確認できるサービスを実施している場合がありますので、ご契約の供給事業者にお問合せください。



提出いただいた報告書は、京都市においてその内容を取りまとめたのち、フィードバックとして、省エネ・CO₂削減に役立つ情報を提供させていただきます。

5 フィードバック 資料イメージ

省エネ診断書 フィードバック資料 (特番番号)

〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇工場
業種(用途)

CO2排出量
現在 990,000(t/年) 次年度目標 980,000(t/年)

※2022年度CO2排出量
※2022年度CO2削減率

※CO2排出量推移
※削減目標(20-4%)

すばらしいです。
この調子で削減していきましょう！

おすすめの取組

- ☑ 主要照明のLED化
※、LEDに交換したら、
1年間で〇〇〇円の損
約2年で
投資回収できます！
80%
削減率
- ☑ 空調温度を1℃変更
※、空調温度を1℃変えないと、
1年間で〇〇〇円の損
クールビズウォーム
ビズで夏、冬を快適に！
90%
削減率
- ☑ ノンフロン機器へ更新
フロンレール-CO2 2000kg
エアコン1台に含まれる
フロンは、蓄積車で
日本4.0環境+推進！
80%
削減率

※基本的な取組からはじめましょう！
省エネ診断+受診して、更なる光熱費削減を目指しましょう！
(同封の案内をチェック)

23

エネルギー消費量等報告書を提出いただいた準特定事業者の皆様には、フィードバック資料を送付します。

こちらが、皆様にお送りするフィードバック資料のイメージです。
資料には、報告内容をまとめた「取組結果」と、報告内容を基にした、「おすすめの取組」を記載しています。
フィードバック資料送付時には、省エネセミナーや、補助金等の支援制度のご案内なども、併せてお送りする予定ですので皆様の事業所の、脱炭素化の推進にお役立てください。

 本制度に関するお問い合わせ

お問い合わせ，制度ホームページはこちら

↓

京都市環境政策局 地球温暖化対策室

電話：075-222-4555

eメール：jtco2@city.kyoto.lg.jp

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000289103.html>



24

以上で、「エネルギー消費量等報告制度」に関する説明は終了となります。
制度や報告書などについてご不明な点があれば、「地球温暖化対策室」へご相談ください。

今回お話した内容や、よくある質問、根拠条例などを載せた「手引き」を市のHPに掲載しています。

併せてご覧ください。